

【水道料金】（1ヵ月分）

用途	基本料金				超過料金			
	基本水量	旧料金	新料金	増加額	超過水量	旧料金	新料金	増加額
家事用	10m <sup>3</sup> まで	1,650円	2,110円	460円	1m <sup>3</sup> につき	220円	276円	56円
業務用 団体用	10m <sup>3</sup> まで	2,200円	2,810円	610円	50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	220円	276円	56円
					50m <sup>3</sup> を超える 1m <sup>3</sup> につき	198円	248円	50円
公衆浴場 用	10m <sup>3</sup> まで	2,200円	2,810円	610円	50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	165円	207円	42円
					50m <sup>3</sup> を超える 1m <sup>3</sup> につき	143円	179円	36円
					100m <sup>3</sup> を超える 1m <sup>3</sup> につき	110円	138円	28円
工業用	50m <sup>3</sup> まで	11,000円	14,080円	3,080円	100m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	220円	276円	56円
					100m <sup>3</sup> を超える 1m <sup>3</sup> につき	198円	248円	50円
					200m <sup>3</sup> を超える 1m <sup>3</sup> につき	176円	220円	44円
					300m <sup>3</sup> を超える 1m <sup>3</sup> につき	154円	193円	39円
臨時用					1m <sup>3</sup> につき	275円	345円	70円
岸壁給水					1m <sup>3</sup> につき	220円	276円	56円

※水道料金に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

※水道料金は2ヵ月ごとの納付です。

【新料金はいつから？】

令和4年5月検針分または6月検針分から新料金となります。

水道メーターの検針は2ヵ月に1回、奇数月と偶数月に分けて行いますので、地区により料金改定の時期が異なります。

【東山・大浜・万代・栄】  
にお住まいの方（奇数月検針）

令和4年5月検針分（4・5月分の使用水量）は前半1ヵ月分が旧料金、後半1ヵ月分が新料金となります。

令和4年7月検針分から全て新料金となります。

【高台・大和・御崎・清住・相生・宮園・野東・敷島内】にお住まいの方  
（偶数月検針）

令和4年6月検針分（5・6月分の使用水量）から全て新料金となります。